

高山市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 調整率の見直し

調整率は、退職手当の官民較差を是正するため、昭和48年に国家公務員退職手当法の改正に準じて、勤続期間が20年以上35年以下の自己都合以外の退職手当に導入した。

改正前	退職の種類	勤続期間		調整率
	定年、勸奨、公務上傷病、死亡等による退職	①	19年以下	
②		20年以上35年以下 (35年超は、勤続35年とみなす(※1))		104/100
公務外の傷病による退職	③	19年以下		/
	④	20年以上36年以下 (36年は、勤続35年とみなす(※2))		104/100
	⑤	37年以上44年以下		/
	⑥	44年超(②の退職の勤続35年とみなす(※1))		104/100
自己都合による退職	⑦	44年以下		/
	⑧	44年超(②の退職の勤続35年とみなす(※1))		104/100

- ※1 ②の定年、勸奨等による退職の場合、上限支給率となる勤続35年を超える勤続期間は、35年とみなす。
⑥、⑧は、勤続期間44年超で②の上限支給率を超えるため、35年とみなして②を適用する。
- ※2 ④は、勤続36年で調整率を適用しない場合の支給率が勤続35年の支給率を下回るため、勤続36年は、35年とみなして調整率を適用する。

改正後	退職の種類	勤続期間		調整率
	定年、勸奨、公務上傷病、死亡等による退職	①	35年以下 (35年超は、勤続35年とみなす)	
②				
公務外の傷病による退職	③	35年以下		※ 経過措置 ・平成25年度中の退職 98/100 ・平成26年度中の退職 92/100
	④			
	⑤	36年以上42年以下		
	⑥	42年超(②の退職の勤続35年とみなす)		
自己都合による退職	⑦	42年以下		
	⑧	42年超(②の退職の勤続35年とみなす)		

下線部分の年数は、調整率の引き下げによる見直し箇所